

EBPM のニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会

(第3回研究会 議事概要)

【開催日時】

平成28年10月25日(火) 10:00~12:00

【場所】

中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

【出席者】

三輪芳朗座長、金本良嗣座長代理、赤井厚雄、橋本英樹、渡辺努の各構成員

総務省政策統括官(統計基準担当)室、統計委員会担当室、統計局、経済産業省調査統計グループ

事務局等

【議事】

- (1) 統計作成方法の公表について
- (2) 調査票情報の利活用について
- (3) その他

【議事の経過】

- (1) 統計作成方法の公表について

総務省政策統括官(統計基準担当)室、統計局及び経済産業省調査統計グループから、資料1-1から資料1-3についてそれぞれ説明がなされた後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

○ 統計の作成方法を明らかにすることは、外部からの統計改善に向けたより具体的な提案を喚起し、政策のエビデンスの最たるものである統計の充実に寄与するのではないか。

○ 鉱工業指数(IIP)については、原データさえあればユーザーが同様の手順で再現できるくらい作成方法の情報を公表しているとのことであるが、消費者物価指数(CPI)についても、同程度の情報を公表することはできないのか。

CPIでは、例えば商品がなくなった場合の扱いについて、考え方は公表されているが具体の計算手順は明らかにされていない。他方、米国では、アメリカ合衆国労働統計局(BLS)がマニュアルの中で具体の計算手順を明らかにしており、原データさえあればユーザーが同様の手順で作成することができる。

個々の事例ごとの詳細を明らかにするところまではいかないまでも、一般的な手順について、もう少し詳細な公表ができないのか。

← 公表を前提に収集していない価格情報等の原データはオープンにできないため、ユーザー側で再現することは難しいと考えるが、作成方法については、現状でも具

体的な手順を含め公表しているつもりである。それでもなお開示が不足している情報があり、それが公表可能なものであれば検討したい。

- ユーザーから疑問点を受け付けるウェブサイトはあるのか。また、その場で回答したことを説明書等に反映するプロセスはあるか。専門家による会合ということではなく、実際のユーザーからの生の疑問を集めることが重要であると考え。
- ← ウェブサイト（政府統計の総合窓口（e-Stat））や電話等で受け付けている。意見の回答についてまとめたものはない。
- 受付窓口となるウェブサイトのアドレスや電話番号等の基本情報及び受付実績が分かる資料を提供いただきたい。
- ← 整理してお示ししたい。
- IIP と CPI とでは、再現可能性に差異があるように受け止めたが、差異が生じる根本的な理由は何だと考えているか。
- ← CPI については、公表を前提とせずに収集したデータを用いているという部分が大きいのではないかと考える。
- IIP 及び CPI について、統計作成担当者が使用するマニュアルは整備がされているか。そのマニュアルを公表することは可能か。公表が難しい場合には、その理由は何か。
- ← IIP については、冊子として公表しているものを担当者が業務マニュアルとして使用している。加えて IIP を計算するための情報システムの操作マニュアルを使用しているが、こちらは公表する意味がないので公表していない。
- ← CPI については、担当者が使用しているマニュアルはあるが、公表はしていない。理由は、マニュアルの中に作成方法以外の要素が盛り込まれていること、作成方法については現在公表している内容で十分ではないかと判断していることによる。
- マニュアルの中に不必要な要素が盛り込まれているのであれば、作成方法に関する部分のみを公表すればよいのではないか。本研究会の場でマニュアルを閲覧することについて、検討していただきたい。
- 品質保証の取組について、品質の要素の中で特に問題が生じていると考えている部分は何か。
- ← かつては、標本誤差を極力なくすといった正確性の確保が主要な課題であったが、近年は、正確性を犠牲にしても適時性を確保すべきといったように重視される要素が変わってきている。
- 公的統計の品質保証に関するガイドラインの作成、評価の過程において、品質の要素間のトレードオフをどのように勘案し、戦略的な組立てが行われてきたのかについて、今後、詳細を伺いたい。
- 各府省主管会議課長申し合わせによる、平成 22 年の公的統計の品質保証に関するガイドラインでは、SNA 統計を代表とする「調査によらない統計（加工統計）」を「調査統計」と区分して規定しており、加工統計についての「作成方法」の詳細は未確定の状態となっているとのことだが、特別の理由はあるのか。区分はいつまで存続

するのか。当然、内閣府は会議のメンバーであろう。

- ← 従前の品質保証の取組は、調査統計を中心に行われていたが、平成 21 年の新統計法の下で、初めて加工統計についても統計法の枠内となり、ガイドラインによる取組の対象とした。取組の内容は、これまでの取組の蓄積がある調査統計と比較して十分なものとはいえないが、今後、統計所管府省における優良事例を波及させていくような検討をしていきたい。
- 横断的にみて回収率の公表にばらつきがある状況には、例えば、回収率の公表により法令上の回答義務を違反している者の存在が明らかとなることによるモラルハザードの懸念などの問題を含んでいると考えるが、統計委員会としてこの状況をどのように捉え、また、どのような検討を行っているのか。
- ← 難しい問題であるが、見える化を推進すべきとの立場に立ち、回収率に限らず標本誤差などの公表率を高めることが望ましいと考えている。また、今後の取組として、総務省において、各統計についての様々な情報を公表するための仕組み作り（例：レーダーチャートによる各統計の比較など）を検討している。
- 季節調整を経た四半期在庫統計において不規則かつ大幅な変動が生じていることに疑問を抱き、その理由を検証しようとした際に、情報の公表が不十分あるいはユーザーによって分かり易い形での情報提示がなされていない状況に直面した。景気判断の正確性が求められる昨今において、ユーザーにとって分かり易い形で必要な情報が提示されているかどうかを考える一例となるのではないか。
- ← 季節調整のモデル設定については、年末の確報推計時に見直しを行い、記者等に対して詳細な説明をしている。ただし、昨今様々な情報の公表の要請に対応してきている中、冊子掲載には紙面の制約があり、可能な限りホームページで公表するようになってきている。また、在庫変動が成長率に与える影響が強くなってきている中、在庫の季節調整値の重要性は増してきており、主要なユーザーと考えられる民間エコノミストやシンクタンクを対象とした定期的な意見交換の場で、季節調整値についても詳細に説明をしていると聞いている。
- ← 情報の公表一般に関して、ホームページ上のどこにどのような情報が所在しているのかが分かりにくい例が多々あることから、今後、政府横断的に改善を図っていきたい。
- ホームページには季節調整用の ARIMA モデル設定一覧が掲載されており、81 通りの中から選定しているとして、民間在庫品増加についてもそれぞれ選択結果が記載されている。その上、原材料と製品の在庫増加については、「世界同時不況の影響による。平成 20 年秋以降の変動に対して、「加法型異常値を設定」、「一時的変化 (TC) を設定」とする。原系列には見られない非規則的変動は季節調整のモデルの選定や一時的「調整」に起因するのではないかと考えるユーザーの疑問はこれでは解消しない。主要なユーザーには定期的に説明しているというが、そこではこういう疑問が提示されることはないのだろう。

(2) 調査票情報の利活用について

総務省政策統括官（統計基準担当）室から、資料 2-1 及び資料 2-2 について説明がなされた後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 調査票情報の利活用を図ることは、行政機関自らが様々な調査分析を行うことを可能とすることに加え、大学や学術機関を始めとする行政機関の外部における研究を活性化させ、EBPM の取組に資する動きを誘発するのではないか。
- 調査票情報の二次的利用については、統計法の改正により、手続の簡素化など利用がし易くなったと評価しているが、各府省間の手続にバラつきが生じており、標準化の余地があるのではないか（省によっては手続が標準化されておらず、各部署ごとにも様式や記載内容が異なっており手続に時間を要する）。
 - ← 御意見を踏まえて、今後、改善方策を検討していきたい。
- 各府省の手続にバラつきが生じている場合に、統計委員会や総務省に改善を指摘する権限はあるのか。例えばどのような改善方策を取り得ると考えているか。
 - ← 公的統計の基本計画の中に位置付け、取組をフォローアップする中で改善を図っていくことが考えられる。また、統計委員会は、統計法に基づき、統計法の施行状況に関して総務大臣、関係行政機関の長に意見を述べることができる。
- ユーザーから統計委員会に対して手続の改善を要望する窓口はあるのか。
 - ← 総務省ホームページや e-Stat 等から意見を述べていただくことができる。
- 二次的利用に関して、i) 住所情報の利用に制約が大きく地域ごとの分析等ができない、ii) 提供される調査票情報が膨大であるため、その整理のための労力がかかる、との声がある。また、iii) 米国では訓練されたボランティアが様々な局面で貢献する仕組みがあると聞くが、日本でも同様の取組はあるのか。
 - ← i) 調査票情報の提供に当たっては、利用目的等に照らして住所情報の提供の可否が厳しく審査されたり、匿名データでは地域住所は相当程度削除され形で提供されることとなるが、現在検討中のオンサイト利用においては、住所情報についても柔軟な利用を可能とする方向で考えている。ii) 構想段階であるが、分析に資するデータセットを作るためのプログラムを共有し、ユーザーも利用ができるようにすることを検討中である。iii) 現時点ではないが、今後、関係学会等と連携した取組を進めていきたいと考えている。
- オンサイト利用などの新しい取組も重要であるが、匿名データの利用等の既存の仕組みについても、利用者の利便性に資するような見直しを検討していくことが重要ではないか。
 - ← 匿名データについて、複数のデータセットの提供ができないか、地域別の細かなデータが出せないかなどの課題について対応を検討している。

(3) その他

総務省統計委員会担当室から、資料 3-1 及び資料 3-2 について説明がなされた後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 部会長メモに掲載された内容について、フォローアップはされているのか。
- ← 基本計画の改定時に部会長メモに掲載された内容を洗い出すことになる。また、部会長メモの指摘のうち取組の期限が切られているものについては、その時点での対応状況をフォローアップすることになる。
- 統計委員会では、諮問を受けたものについて審議をすることが基本なのか。
- ← 第2期基本計画からは、未諮問のものについても計画的に審議することを盛り込み、順次実施している。

(以上)

(文責：行政改革推進本部事務局 速報のため事後修正の可能性あり)